

安曇野市議会基本条例(素案)に対するパブリックコメント及び市議会の考え方について

平成25年4月18日から5月17日までに寄せられましたパブリックコメントのご意見に対し、下記のとおり安曇野市議会の考え方をまとめましたので、報告させていただきます。貴重なご意見をいただきありがとうございますございました。これらのご意見を参考に、今後とも議会改革に継続的に取り組んでまいります。

平成25年5月30日
安曇野市議会議長 高山 一 榮

No.	関係条文	ご意見の概要	市議会の考え方
1	第3条	第2項「市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、」のあとの「資質を高める不断の自己研さんによって、」は不明確なので削除し、「これに関係する市政の実状を検証し課題を明らかにすることによって、」と具体的内容を続けることで、議会審議の充実につながるものにしたらどうか。	貴重なご意見として伺います。市政の監視等について、前文、第2条及び第9条に記述されています。
2		第1項、第2項を削除し、かわりに「議会活動を充実したものとするため、準備活動としての議会外活動（政務調査活動）を実行のあるものとするよう努めること」と「市民の意見・要望を反映し「法」第112条の議案提出に十分配慮するものとする。」を付け加えてはどうか。	貴重なご意見として伺います。第2条に規定する議会活動の原則を果たすため、第3条に基づいて活動していきます。また、議員の提出議案については、第6条に基づく市民との連携もふまえ、第12条に基づいて行うよう努めていきます。
3	第5条	会派の必要性が認められない。 「素案」では、「言論の府である議会は議員相互間の自由討議を尊重する」としており、会派を構成し、会派間で調整・討議することと背反すると思われます。実際会派は、議会や常任委員会での発言・議席権、役職確保など議会運営が主な目的と思われ、議会や委員会での案件の賛否を議員各々によろとしたほうが、行政との緊張感を生み出すのではと思われます。議員個人の多様な考え方や創造的な発想が、地域の独自色を醸し出し、地域を活性化させてゆくと思われます。	会派の位置付けについては、政策又は主義を同じくするものをもって、会派の結成を申し合せにより認めています。ご意見にあるように、議会や委員会において、議員各々が十分に討議を行うためにも、会派における調査研究、また議論の積み重ねは重要と考えています。議会基本条例では、今後の議会の政策形成、政策立案、政策提言の強化に向け、政策討論会議を盛り込むなど積極的に市政発展のために関与する姿勢を打ち出しています。このような政策提言などを積極的に行う場合、その発議にあたっては、会派の存在は大きな意義があるものと考えます。また、議会運営を効率的に行う場合においても、会派の存在意義はあるものと考えます。よって、この議会基本条例に会派の設置について条文を設ける必要性が十分あるものと考えています。なお、議案の審議等における判断は、あくまで議員個人に委ねられます。
4	第9条	監視評価を行う場合当然のことなので「と常に緊張ある関係を保持し、」を削除し、第1条（目的）に「公正で民主的な市政」とあるのに合わせて「事務の執行の」を「の市政執行の」に替えた方が良くはないか。	貴重なご意見として伺います。「常に緊張ある関係を保持し」とは、常に対立関係にあるのではなく、常に緊張感をもって議決権の行使並びに監視及び評価を行うとして記述しています。
5		第2項の（1）は、「一問一答方式で行うことができる」とあるが、これを「一問一答方式によることを原則とし、必要な場合には一括質問一括答弁方式その他の効果的な方法によることとする」に改めてはどうか。	素案においても、質問時間など与えられた条件の中で、より分かりやすい質問方法を選択し、実行できると考えます。

6	第9条	第2項の(2)は、「議長又は委員長の許可を得て」とあるが、これを削除し、「ただし、反問の内容が他の争点に至る場合には、議長又は委員長の許可を必要とする。」と但し書きをつけて、反問権の内容が他の争点に及ぶ場合のみ「議長又は委員長の許可」を要件とすれば足りるのではないか。	議員の質問とは、市の一般事務について、議長または委員長の許可を得て、執行機関に対し説明又は所信をたずることです。従いまして、市長等は質問に対し、説明又は所信を述べるのが求められます。この際、議員の質問に疑問な点などがある場合には、議長または委員長の許可を得て反問することができるものです。反問は、議員の質問への反問を認めるものであり、わかりやすい審議を進めるうえからも、質問の趣旨を変える議論は想定していません。
7		第2項の(3)の文書質問の主体を「議会」から「議員」に改めるべきではないか。	文書質問をする主体の議論については、条例の検討の際にも検討された条項でした。議会が主体となった際における、議会としての決議などの意思決定の手法が、課題とされていたところです。適時な対応を考えると、主体を議員にし、その具体的な事務処理等について、別に基準を設定することとし、ご意見を踏まえて素案を別紙2のとおり修正します。
8		第1項(1)の「政策等」を削除するべきではないか。	貴重なご意見として伺います。
9	第10条	第1項(1)は、市長に求める説明事項として「政策等を必要とする背景」とあるが、これを「政策等を必要とする背景・目的」とし、さらに説明事項として「検討した他の政策案の内容」を加えてはどうか。	一般的に政策等を策定するにあたっては、現状把握、課題洗出、将来構想、計画策定という手順になります。第10条第1項はこれらの過程を明らかにするよう求めたものです。政策等を必要とする背景や検討した他の政策案の内容については、提案に至るまでの経緯等説明を求めると、明らかになると考えています。
10	第10条 第13条	第1項(4)(総合計画との整合性)を永続的に確保するためにも、第13条(議決事件)に「素々案」で示された、基本構想・基本計画の策定・変更・廃止を記載すべきです。	別紙1の「素々案から素案の主な変更点とその考え方」をご覧ください。なお、素案・第10条第1項第4号に総合計画との整合性を規定していますが、現時点においては、平成20年度から平成29年度を計画期間にした「第1次安曇野市総合計画」との整合性を図る必要があります。
11	第12条	政策提案と政策提言の違いは。市民には理解しにくいので、横並びではなく項を改め、条の構成を短いセンテンスとして読みやすく、理解しやすいようにしてはどうか。	条例施行の際には、条文解説の中で説明させていただきたいと考えています。 ・「政策立案」は、議員や会派で個々に政策案を立てること。 ・「政策提案」は、政策案を議員提出議案として上程すること。 ・「政策提言」は、議員提出議案とは別に市長に政策案を提言すること。 このように考えています。
12	第19条	この条に掲げる推進組織として、「議会は、構成する議員の活動を客観的に評価する第三者委員会を常設し、市民の信託にこたえるものとする」という文言を入れてはどうか。	第19条は議員で構成する推進組織として、基本条例の見直し、検証などを行い、不断の見直しなどを行っていきます。なお、具体的な組織名を記述するように条文を別紙2のとおり修正します。 現時点での第三者委員会については考えていません。議会、議員が市民の負託にこたえていないと判断なされるときは、直接意見をいただきたいと思います。
			議会基本条例は市民参加を推進し、議会の活性化を大きな目的にしており、議員の評価を目的とはしていません。議員の評価については、選挙の中で評価されるという制度が存在しています。

13	第22条	議会図書室の役割を明確にするため、充実の具体的方策を第2項として「2 議会図書室には、議会審議のための図書資料とともに、市長が提案する計画、政策、施策、事業等の立案に関わる資料、データ等の関係資料を備えるものとする。」と定めてはどうか。	貴重なご意見として伺います。市議会図書室における図書の収集保管については、別途、市議会図書室規程で規定しています。ご意見を参考に検討し、提案の関係書類等備え置きについては、提案の方向で今後、対応させていただきたいと考えています。
14		議会図書館は市民の誰もが利用できる旨の文言を入れてはどうか。	市議会図書室の管理運営等に関しましては、別途、市議会図書室規程を設けています。ご意見を参考に図書室規程を検討します。
15	第23条	第23条(政務活動費)政務調査費に関する条例の改正が必要と思われる。	平成25年第1回定例議会に「安曇野市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正条例」を上程し、2月26日に議決、同月28日に公布、併せて「安曇野市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の一部改正規則」を同日に公布し、法律改正に伴う所用の改正手続きを済ませています。ホームページ上で閲覧できる条例等については、速やかに公開します。
16	第24条	第24条(政治倫理)第2項は、別途「(例)議員政治倫理条例」に移し、検討が必要と思われます。 法第92条の2で総称的な兼業禁止が記載されており、当該自治体と議員との請負契約関係を回避するための制限を設けていると思われます。しかし、「素案」では、倫理基準として兼業禁止の1項目のみとしていること、団体や代表の定義がなく、請負契約ではなく補助金及び負担金を受けているとなっているが、交付金・助成金を含むのかも含め、明確な説明が必要と思われます。	議員政治倫理条例については、議会としても重要かつ早急に結論を得なければいけない課題として、認識しており、ご意見をふまえ検討していきます。 交付金は、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して、地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として、一方的に交付されるものであるため、補助金には含まないという考えです。団体の考え方については、団体への補助金獲得に議員の影響をなくすという観点から、この条文が設けられておりますので、ご理解をいただきたいと考えています。
17		本パブリックコメントの法的根拠と意見への対応を明示することを希望します。	今回のパブリックコメントの実施に当たっては、安曇野市パブリックコメント手続実施要綱を準用しての位置付けであります。従いまして、いただきましたご意見については、安曇野市パブリックコメント手続実施要綱に準じて対応します。今後、議会の政策立案などを積極的に行っていく考えでありますので、議会独自のパブリックコメントの手続規定を整備してまいります。
18		「素々案」から「素案」への変更点の説明と公表を希望します。	主な変更点及びその変更の考え方を、別紙1の「素々案から素案の主な変更点とその考え方」に示します。
19		全会議の「会議要録」の公開と記述表現の工夫を希望します。	情報公開には積極的に取り組んでいますが、ご意見を踏まえ、今まで以上に情報公開に積極的に取り組んでいきます。

*いただいたご意見については、概要としてまとめさせていただいております。